

7月の無料相談		問合せ秘書広報課広報広聴係 ☎551・1568※休日・祝日を除く		
相談内容	期日	時間	場所	備考
人権の上相談 ・行政相談	7日(水)	午後1時30分 ～4時30分	市役所1階 第1相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で 秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	1日(木)			
相続遺言等暮らし の手続き相談	13日(火)			
法律相談	2日(金)・14日(水) 21日(水)・28日(水)			
交通事故相談	15日(木)			
税務相談	22日(木)	午前9時～ 午後4時30分	市役所1階 介護福祉課	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で 秘書広報課広報広聴係へ。
少年相談	16日(金)			
介護保険相談	毎週 火～金曜日	午前9時～ 午後4時	市役所1階 介護福祉課	介護福祉課介護保険係 ☎551・1764
子ども相談	毎週 火～土曜日	午前8時30分 ～午後5時15分	子ども家庭支援 センター(子ども 応援館1階)	子どもと家庭の相談・児童虐 待に関すること。☎539・2555
消費者相談	毎週 月・木曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	市役所第二棟 2階第2相談室	地域振興課産業振興係 ☎551・1699
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会☎552・2121
金融相談	8日(木)	午前10時 ～午後4時	商工会館 1階相談室	商工会☎551・2927 ※対象は市内の小規模事業者
そのほかの相談 市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談 (☎551・1511市役所代表)、心の相談、成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談 (☎552・2121福祉センター)、教育相談(直通☎551・7700)				

※予約開始日が土・日曜・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

学校における「いじめ」や家庭内における児童虐待は、依然として数多く発生していることから、これらの子どもをめぐるさまざまな人権問題の解決を図るため、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施します。

日時 6月28日(月)～7月4日(日)【月～金曜日】午前8時30分～午後7時【土・日曜日】午前10時～午後5時

開設場所 東京法務局人権擁護部(千代田区九段南1-15九段第2合同庁舎)

6月の納税のお知らせ

6月は市都民税(第1期)の納期です。6月30日(水)までに納めてください。

口座振替は6月30日(水)に振り替えますので、残高不足に注意してください。

※納期を過ぎると延滞金(年14.6%)が課されます。

問合せ 収納課 ☎551・1578

電話番号 ☎0120・007・110(全国共通番号)

電話相談担当者 人権擁護委員(東京都人権擁護委員連合会子ども人権委員会)、法務局職員(東京法務局人権擁護部)

問合せ 東京法務局人権擁護部第二課 ☎03・5213・1368

防犯標語を募集します

市では、「犯罪のない安全で安心して暮らすことができる福生市」をイメージした防犯標語を募集します。

テーマ 犯罪防止や防犯意識の高揚を呼びかけるもの

応募資格 市内在住・在勤・在学の方

応募期間 6月15日(火)～7月15日(木)

応募方法 官製はがき、または、はがき大の用紙に、防犯標語・住所・氏名(ふりがな)・年齢・職業(学校名、学年)・電話番号を明記して、持参または郵送で応募してください。

5月の横田基地飛行回数 問合せ環境課環境係

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	平成22年5月	前年同月比	平成22年5月	前年同月比
飛行総数	636	-196	201	-78
昼間(午前7時～午後7時)	480	-173	138	-73
夕刻(午後7時～10時)	125	-36	63	-4
夜間(午後10時～午前7時)	31	13	0	-1
最高音圧レベル(デシベル)	116	-3	98	0

提出先【持参の場合】市役所第一棟2階安全安心まちづくり課地域安全係まで

【郵送の場合】〒197-8501 福生市本町5番地 福生市役所安全安心まちづくり課地域安全係あて

※応募数は一人1点とし、自作で未発表のものに限ります。

表彰 福生市安全安心まちづくり協議会において、優秀作品を10点選定し、10月10日(日)開催予定の「福生市防犯フェスティバル」で表彰します。

標語の活用 優秀作品に選ばれた標語は、看板を作成し、市内の公園に設置するなどの防犯広報に使用します。

問合せ 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎551・1691

平成21年度の横田基地飛行回数 問合せ環境課環境係

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	平成21年度	前年度比	平成21年度	前年度比
飛行総数	8,507	-1,148	2,693	21
昼間(午前7時～午後7時)	6,605	-714	1,921	123
夕刻(午後7時～10時)	1,622	-506	746	-110
夜間(午後10時～午前7時)	280	72	26	8
最高音圧レベル(デシベル)	122	-2	107	-1

「安全安心まちづくり市民ひろば」次回の開催は

安全で安心して生活できるまちづくりについて話し合いをしています。

日時 6月22日(火)午後7時～9時

場所 市営競技場第1会議室

問合せ 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎551・1691

選挙管理委員会事務局より

◆期日前投票制度について

7月に参議院議員選挙が予定されています。当日仕事やレジャーなどで投票に行けない方のために、期日前投票制度があります。

投票できる人 投票日当日、投票所へ行けない人

期間 選挙期日の公示日の翌日から投票日の前日まで

時間 午前8時30分～午後8時

場所 福生市役所第二棟1階(郵便局側入口付近)

必要なもの 入場整理券または運転免許証等、本人確認ができるもの ※入場整理券は公示日以降、有権者一人ひとりにはがきで郵送します。入場整理券が届く前でも投票できます。また、受付前に宣誓書兼請求書への記入が必要です。

◆ルールを守って、明るい選挙を実現しましょう

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、公職選挙法で禁止されています。違反すると罰せられます。

また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

贈らない! 求めない! 受け取らない!

お歳暮やお年賀 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入

そのほかにも「病氣見舞い、秘書等が代理で出席する場合の結婚祝や葬式の香典、葬式の花輪・供花、落成式・開店祝いの花輪、町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差し入れ、お祭りへの寄付や差し入れ」など。

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎551・1802

年金だより

外国籍の方も国民年金の加入が必要です

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方が、国籍にかかわらず加入する制度です。

国民年金に加入して、受給要件を満たせば、①高齢になったときに受けられる「老齢基礎年金」②病氣やけがなどにより障害が残ったときに受けられる「障害基礎年金」③家の働き手が亡くなったときに遺族に支給される「遺族基礎年金」を受給することができます。

また、受給資格期間がないまま帰国された外国人の方のために「脱退一時金」という制度があります。保険料の支払い期間が6か月以上あり、帰国後2年以内に請求されますと一時金が支給されます。

国民年金の加入手続きは、外国人登録をしている市区町村の国民年金担当窓口で行なうことができます。詳しくはお問い合わせください。

【次の方は加入手続きの必要はありません】▶ 厚生年金保険等に加入している方 ▶ 厚生年金保険・共済組合に加入している方の被扶養配偶者 ▶ 日本と社会保障協定が結ばれている国の出身で、日本の年金制度への加入が免除されている方

問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1670、青梅年金事務所 ☎0428・30・3410

住所変更された時は必ず届出を!

日本年金機構では、平成21年4月から国民年金・厚生年金の被保険者の方の誕生月に、保険料納付実績や年金見込額などを記載した「ねんきん定期便」をお送りしています。住所を変更された際に届出がされていない場合には、この通知が届かないことがあります。

また、年金に関する各種お知らせも届かない場合がありますので、住所を変更された時は、速やかに届出をしてください。

届出先【国民年金第一号被保険者】保険年金課 保険年金係 ☎551・1670

【厚生年金・共済組合加入者及びその被扶養配偶者】厚生年金・共済組合加入者の勤務先

【年金受給者・60歳以上で年金を受け取られていない方(裁定請求済みで現在停止になっている方も含む)】青梅年金事務所 ☎0428・30・3410

納税は 納期内で 元気な福生